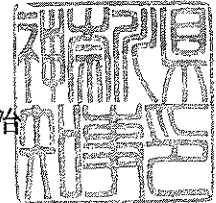


水第1493号  
令和4年8月18日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮に  
ついて（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16  
条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
いしもち、すずき一枚網漁業	1	定めなし	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、いしもちを目的とする場合は1月1日から4月30日まで。 すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで。	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地を有している者	1 網の目は次のとおりとする。 (1)いしもちを目的とするもの5.3cm以上 (2)すずきを目的とするもの9cm以上 2 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	令和4年9月5日から令和4年10月4日まで	令和4年11月1日から令和6年8月13日まで
かれびたいを目的とする	1	定めなし	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線	5月1日から12月31日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地	1 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。 2 漁具の規模の限度	令和4年9月5日から令和	同上

三枚網漁業					を有している者	は次のとおりとする。 (1) 目合 9 cm 以上 (2) 網の高さ 3 m 以下 (3) 網 1 反の長さ 70m 以下 (4) 1 隻の網の使用反数 15 反以下	4 年 10 月 4 日まで	
	イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津市突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km の点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から 3km の点を結ぶ線 エ 共第 1 号共同漁業権の沖合線	イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津市突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km の点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から 3km の点を結ぶ線 エ 共第 1 号共同漁業権の沖合線	5 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上	4 月 11 日から 12 月 13 日まで
		定めなし	1	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突			8 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	

	同上	4	定めなし	<p>端を結んだ直線上イから 3000 標の所</p> <p>ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から 3300 標の所</p> <p>二 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から 4000 標のところ</p> <p>ホ 明神埼突端と二を結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>ヘ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位 139 度 18.2 分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点</p> <p>ト 千代ヶ崎突端</p>	<p>横須賀市漁地に抛して鴨業を有している者</p>	同上	同上	令和 4 年 10 月 12 日から 令和 6 年 8 月 13 日まで
--	----	---	------	---	----------------------------	----	----	--------------------------------------

								同上
								同上
								同上
						横須賀市 久比里、浦 賀に漁地を 根拠して 有る者		同上
								同上
					市磯根崎突端を結んだ直線上 観音崎灯台から 3300 メー トルのところ 二 横須賀市明神崎突端と千葉 県南房総市富山山頂を結んだ 直線上明神崎突端から 4000 メ ートルのところ ホ 明神崎突端と二を結んだ直 線と三浦市劍崎灯台と海獺島 灯標を結んだ直線の延長線 との交点 へ 横須賀市千代ヶ崎突端から 真方位 139 度 18.2 分の直線と、 海獺島灯標とホを結んだ直線 との交点 ト 千代ヶ崎突端		同上	
								同上
		4						同上
								同上

同上	1	同上	同上	同上	横須賀市に抛し 久里業根を有している者	同上	同上	同上	同上
めば一枚網漁業	1	定めなし	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市漁地を有している者	1 網の目合6cm以上 2 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	令和4年11月12日から令和8年7月31日まで	同上
同上	1	定めなし	同上	同上	横須賀市長業根を有している者	同上	同上	令和4年10月15日から令和7年8月31日まで	同上
かます一枚網漁業	3	定めなし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大埼突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	横須賀市佐島業根を有している者	1 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合 3cm以上 (2)網丈 6m以下 (3)網 1反の長さ120m以下 (4)1統の網の使用反数 15反以下	同上	令和4年10月28日から令和8年5月21日まで	同上

ひらめ 一枚 漁業	1	定め なし	三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の漁場の区域並びに共同漁業権の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市漁地に漁業根拠地を有している者	2網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。 漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合 15 cm以上 2 網丈 4.5m以下	同上	令和4年10月28日から令和8年10月31日まで
同上	1	定め なし	横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並び	同上	藤沢市江瀬の島、片瀬の海岸に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和4年11月30日から令和8年10月31日まで

同上	1	定めなし	に共同漁業権の漁場の区域を除く。 平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線の線に至る神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで ただし、平塚市地先において12月1日から翌年3月31日までとする	大磯町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和4年10月15日から令和8年10月31日まで
	I							令和4年10月22日から令和8年10月31日まで
ひらめ、すい、すずき、網漁業	1	定めなし	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すずき目的は5月1日から12月31日まで	横須賀市走水に漁業根拠地を有している者	同上	1 網の目は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの15cm以上 (2) たい、すずきを目的とするもの9cm以上 2 網の張立時間は15時から翌日の10時までとする。	令和4年11月12日から令和7年8月31日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。